

【出資証券ペーパーレス化（不発行）のお知らせ】

平素より兵庫ひまわり信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、出資証券のお取扱いにつきまして、下記のとおりとさせていただきますので、何卒、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

組合員の皆さまからお預かりした出資金につきましては、これまでは出資証券を発行してまいりましたが、「株式会社における株式の不発行制度」と同様に、2021年7月1日より出資証券をペーパーレス化（不発行）とさせていただきます。

組合員の皆さまの出資金については、組合員名簿により電子データとして厳格に管理されており、組合員としての権利等につきましてもこれまでと変わりありませんので、ご安心ください。

今後、出資金の内容につきましては、毎年6月に開催する当組合通常総代会終了後に、「出資金配当金通知書兼領収書」をご自宅等へ送付することでお知らせさせていただきます。

簡単ではございますが、皆さまからのご質問にお答えする形で、Q&Aを列記いたしましたのでご参照ください。

【出資証券ペーパーレス化（不発行）についてのQ & A】

Q 1. なぜ、出資証券をペーパーレス化（不発行）にするのですか？

A 1. 出資証券は、預金の通帳や証書と違って、日頃出し入れすることがなく、また、長期にわたり保管することが考えられます。

今後、出資証券をペーパーレス化（不発行）とすることにより、出資証券をお手元に保管する必要がなくなり、組合員さまのご負担を軽減することができます。

Q 2. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか？

A 2. お手元の出資証券は、そのまま保管いただければ結構です。

ただし、脱退、譲渡、相続、名義変更などの手続きを行う際には、当組合にて回収させていただきます。

Q 3. 出資証券を紛失した場合は、どうすればよいのですか？

A 3. 出資証券を紛失された場合でも、出資金並びに組合員としての権利などに何ら影響はございません。

ただし、紛失された旨の届出が必要となりますので、お取引店にお申し出ください。

Q 4. 組合員（出資）に新規加入した場合はどうなるのですか？

A 4. 組合員（出資）に新規加入いただいた際には、出資証券は発行いたしません。

代わりに、お名前や出資金額等を記載した「出資申込（新規・増口）承諾書」を発行させていただきます。

Q 5. 脱退するときに出資証券はどうすればよいのですか？

A 5. 脱退の際には、出資証券を回収させていただきます。

なお、出資証券を紛失している場合には、紛失された旨の届出が必要となります。

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問合せください。

| | | | |
|-------|--------------|-------|--------------|
| 本店営業部 | 078-631-7751 | 三宮支店 | 078-272-3751 |
| 尼崎支店 | 06-6419-1123 | 姫路支店 | 079-289-4626 |
| 西宮支店 | 0798-35-2431 | 加古川支店 | 079-421-0701 |
| 伊丹支店 | 072-777-8926 | 本 部 | 078-631-7761 |